

1. 事業の必要性・概要

平成25年に施行された改正動物愛護管理法（以下「改正法」という。）の趣旨に沿った動物愛護管理行政を推進し、広く普及啓発を図るとともに、改正法の附則における検討事項（幼齢の犬猫を親等から引き離す理想的な時期に関する調査、販売される犬猫へのマイクロチップ義務化に向けた調査等）について、必要な調査及び検討を行う。

なお、基本指針では、平成35年度までに犬猫の引取り数を平成16年度比75%減となる概ね10万頭を目指すとともに、殺処分率の更なる減少、所有明示率の倍増等の目標が定められており、その達成に向けて各施策を推進する必要がある。特に、本年6月に公表した「人と動物が幸せに暮らす社会の実現プロジェクト」を踏まえ、各自治体における引取り数、殺処分数の大幅な削減に向けた取り組みを推進していく。

2. 事業計画（業務内容）

- (1) 改正法や、基本指針等を踏まえ、それらが適正に運用され、その施策が推進されるよう、自治体職員や動物愛護推進員等を対象とした研修会等を開催する。また、シンポジウム等の開催やパンフレットの作成・配布等の総合的な普及啓発等を行う。
- (2) 改正法等を踏まえ、特定動物指導マニュアル等に関する調査及び検討を行い、各種基準、ガイドライン等の作成を行う。
- (3) 改正法の附則に基づき、幼齢の犬猫を親等から引き離す理想的な時期に関する調査、販売される犬猫へのマイクロチップ義務化に向けた調査等を行う。
- (4) 基本指針等を踏まえ、引取り数や殺処分率の大幅な削減、返還譲渡数の大幅な増加を図るためのガイドライン等の作成に向け、モデル事業を実施し、課題や取り組みの評価を行う。

3. 施策の効果

- (1) 動物愛護管理行政の各種課題の調査・検討を行い、必要な施策の実施等を行うことにより、動物の適正な飼養管理がより一層推進される。
- (2) 改正法や基本指針等の適正な運用、その施策の推進のための人材育成、普及啓発等により、飼い主による終生飼養等の推進、動物取扱業の適正化、自治体における犬猫の引取り数及び殺処分率の減少等に寄与する。

背景

◆動物愛護管理法

- ・平成25年9月に改正法が施行され、改正法の附則において必要な措置を講じることとされており、検討が必要
- ・合わせて改正された動物愛護管理法の基本指針に基づき、犬猫の引取り数の削減、殺処分率の更なる減少等を目指す



事業計画

動物愛護管理法附則等に基づく
調査・検討等 【84百万円】

- 幼齢の犬猫を親等から引き離す理想的な時期に関する調査
- 販売される犬猫へのマイクロチップ義務化に向けた調査
- 適正譲渡講習会等の開催及び人材育成
- 各種基準、ガイドライン等の作成
- 基本指針のフォローアップ調査
- シンポジウムの開催、パンフレットの作成・配布等による総合的な普及啓発



人と動物の共生する社会の実現推進事業
【13百万円】

「人と動物が幸せに暮らす社会の実現プロジェクト」を踏まえた、犬猫の引取り数の大幅な削減、引き取った犬猫の所有者への返還と適正譲渡等の推進

- ガイドラインの作成に向けた、優良事例の収集、モデル事業の実施・評価
- 犬猫の適正飼養に関する普及啓発・教育活動